

堺市監査委員公表第 32 号

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき令和 6 年 5 月 21 日に監査委員に提出された住民監査請求について、監査委員の合議に至らなかった部分を除き、監査委員の合議によりその結果を下記のとおり決定したので、同条第 5 項の規定に基づき公表する。

令和 6 年 7 月 22 日

堺市監査委員	原	繭	子
同	澤	由	美

住民監査請求に係る監査結果

(令和6年5月21日請求)

＜政務活動費の返還請求について＞

目 次

堺市監査委員公表第32号

〈監査の結果〉

〈理由〉

第1	監査の請求	P 1
1	請求人	P 1
2	監査請求書の提出	P 1
3	監査請求書の記載内容	P 1
第2	監査の実施	P 6
1	要件審査及び請求の受理	P 6
2	請求人の証拠の提出及び陳述	P 6
3	監査対象部局	P 6
4	監査対象部局からの事情聴取等	P 6
5	関係人調査	P 10
第3	監査の結果	P 13
1	本件の監査対象事項	P 13
2	政務活動費の制度について	P 13
3	井関貴史議員に係る本件政務活動費について	P 16
4	黒田征樹議員に係る本件政務活動費について	P 20
5	札幌泰司議員に係る本件政務活動費について	P 22
6	三宅達也議員に係る本件政務活動費について	P 23
7	西川知己議員に係る本件政務活動費について	P 24
8	的場慎一議員に係る本件政務活動費について	P 25
9	西川良平議員に係る本件政務活動費について	P 28
10	池側昌男元議員に係る本件政務活動費について	P 29
11	小堀清次議員に係る本件政務活動費について	P 31
12	湊上猛志議員に係る本件政務活動費について	P 32
13	結論	P 35

記

〈監査の結果〉

一部棄却

一部却下

一部合議不調

〈理由〉

第1 監査の請求

1 請求人

1名（氏名は省略）

2 監査請求書の提出

令和6年5月21日

※ 同年6月4日に請求人より「補正書」の提出があったことから、
後記3には補正後の請求内容を記載

3 監査請求書の記載内容

第1 監査請求の趣旨

以下の議員一覧にある議員が令和4年度の政務活動費の広報費に支出した2,835,316円は政党活動、選挙活動のための支出であり違法である。よって、監査委員は、堺市長に対し、政務活動費として支出した額、2,835,316円の返還請求を行うこと勧告することを求める。

No.	会派	議員名	返還請求金額
1	維新	井関 貴史	22,117
2	維新	黒田 征樹	516,842
3	維新	札幌 泰司	13,575
4	維新	三宅 達也	12,921
5	維新	西川 知己	88,275
6	維新	的場 慎一	1,056,288
7	自民	西川 良平	42,000
8	自民	池側 昌男	607,104
9	堺創志会	小堀 清次	235,365
10	堺創志会	湊上 猛志	240,829

合計	2,835,316
----	-----------

第2 監査請求の理由

普段の市政活動報告には、大きな顔写真などは掲載していないにも関わらず、選挙前の市政活動報告だけは、トップ面に選挙ポスターを思わせる大きな顔写真と主張や市政案内（演説会）を記載しており、誰が見ても選挙前の選挙チラシである。政務活動費での選挙活動、政党活動への支出は認められていないため、市政活動報告に偽装した悪質な手法である。

市政活動報告を悪用した手法による税金の支出は許しがたく、返還を求める。

1 理由

1-1 井関 貴史議員

政務活動費の広報費を使用して「2023-3 市政活動報告」と題した選挙チラシを作成し配布した。按分率90%として22,117円を支出している。

チラシトップページ全面に大きな顔写真と議員名、市政報告会と題した選挙前集会の案内を掲載し、自身をアピールするものに他ならない。

政務活動費は選挙活動、政党活動には使用できないにも関わらず、チラシに市政報告活動報告という文言をカモフラージュとして記載し、政務活動費から支払していることは違法であり返還を求める。

1-2 黒田 征樹議員

政務活動費の広報費を使用して2023/2/24と2023/3/24に「新しい堺を創る」と題した選挙チラシを作成し配布した。按分率80%として516,842円を支出している。

チラシトップページ全面に大きな顔写真と議員名、自身をアピールするものに他ならない。

政務活動費は選挙活動、政党活動には使用できないにも関わらず、政務活動費から支払していることは違法であり返還を求める。

1-3 札幌 泰司議員

政務活動費の広報費を使用して2023/2/22に「ふたば泰司市政報告」と題した選挙チラシを作成し配布した。按分率75%として13,575円を支出している。

チラシトップページ全面に大きな顔写真と議員名を掲載し、自身を

アピールするものに他ならない。

政務活動費は選挙活動、政党活動には使用できないにも関わらず、チラシに市政報告という文言をカモフラージュとして記載し、政務活動費から支払していることは違法であり返還を求める。

1-4 三宅 達也議員

政務活動費の広報費を使用して 2023/3/8(領収書)に「市政活動報告 Vol. 31 号」と題した選挙チラシを作成し配布した。按分率 30%として 12,921 円を支出している。

チラシトップページ全面に大きな顔写真と議員名、プロフィールを掲載し、自身をアピールするものに他ならない。

政務活動費は選挙活動、政党活動には使用できないにも関わらず、チラシに市政活動報告という文言をカモフラージュとして記載し、政務活動費から支払していることは違法であり返還を求める。

1-5 西川 知己議員

政務活動費の広報費を使用して 2023/3/27 に「堺を前に」と題した選挙チラシを作成し配布した。按分率 50%として 88,275 円を支出している。

チラシトップページ全面に大きな顔写真と議員名、プロフィールを掲載し、自身をアピールするものに他ならない。

政務活動費は選挙活動、政党活動には使用できないにも関わらず、カモフラージュとして以前配布した市政活動報告を後に付けるなどの手法で、政務活動費から支払していることは違法であり返還を求める。

1-6 的場 慎一議員

政務活動費の広報費を使用して 2023/2/23 と 2023/2/27(領収書)に「市政報告 Vol. 15」と題した選挙チラシを作成し配布した。按分率 83%として 995,568 円を支出している。

チラシトップページ全面に大きな顔写真と議員名、政策を掲載し、自身をアピールするものに他ならない。

政務活動費は選挙活動、政党活動には使用できないにも関わらず、チラシに市政報告という文言をカモフラージュとして記載し、政務活動費から支払していることは違法であり返還を求める。

また、2023/2/28 に「ご支援頂いております皆様」と題した後援会案内チラシを 2,500 部作製し郵送発送を行っている。政務活動費は後援

会活動には使用できないため、政務活動費から支払していることは違法であり返還を求める。

1-7 西川 良平議員

政務活動費の広報費を使用して 2023/3/16(領収書)に「自由民主」と題した政党チラシを配布した。按分率 50%として 42,000 円を支出している。

発行元が自民党本部であることから政党チラシであることは明白である。

政党チラシ、1,000 部を郵送発送で行っている。政務活動費は政党活動、後援会活動には使用できないため、政務活動費から支払していることは違法であり返還を求める。

1-8 池側 昌男議員

政務活動費の広報費を使用して 2023/1/27(領収書)と 2023/3/6 に「自由民主」と題した政党チラシを配布した。按分率 40%として 342,873 円を支出している。

発行元が自民党本部であることから政党チラシであることは明白である。

政党チラシ、74,000 部作製し配布を行っている。政務活動費は政党活動、後援会活動には使用できないため、政務活動費から支払していることは違法であり返還を求める。

政務活動費の広報費を使用して 2023/3/16(領収書)に「市政報告」と題した選挙チラシを作成し配布した。按分率 50%として 264,231 円を支出している。

チラシトップページ全面に大きな顔写真と議員名、プロフィールを掲載し、自身をアピールするものに他ならない。

政務活動費は選挙活動、政党活動には使用できないにも関わらず、チラシに市政報告という文言をカモフラージュとして記載し、政務活動費から支払していることは違法であり返還を求める。

1-9 小堀 清次議員

政務活動費の広報費を使用して 2023/2/17 に「SEIJI REVIEW Vol. 83」と題した選挙チラシを作成し配布した。按分率 75%として 235,365 円を支出している。

チラシトップページ全面に顔写真と議員名、市政報告会と題した選

挙前集会の案内を掲載、最終頁に自己紹介を取って追加するなど自身をアピールするものに他ならない。

政務活動費は選挙活動、政党活動には使用できないにも関わらず、チラシに市政報告という内容でカモフラージュし、政務活動費から支払していることは違法であり返還を求める。

1-10 淵上 猛志議員

政務活動費の広報費を使用して 2023/2/10 と 2023/2/18 に「ふちがみ猛志議会活動報告 32」と題した選挙チラシを作成し配布した。按分率 80%として 240,829 円を支出している。

チラシトップページ全面に大きな顔写真と議員名、投票日を掲載し、自身をアピールするものに他ならない。

政務活動費は選挙活動、政党活動には使用できないにも関わらず、チラシに議会活動報告という文言をカモフラージュとして記載し、政務活動費から支払していることは違法であり返還を求める。

また、2023/2/18 のチラシには、カンパのお願い、演説会の案内、後援会の入会案内、有権者の紹介依頼、後援会への振り込み用紙まで含まれており、選挙事前活動の疑いもある。

「堺市議会政務活動費の交付に関する条例」

第 5 条の 3 政務活動費は、次の各号に掲げる経費に充ててはならない。

- (1) 交際費
- (2) 選挙活動経費
- (3) 政党活動経費
- (4) 後援活動経費
- (5) 私的活動経費

本件各支出は上記各号に該当するため、政務活動費を充ててはならない経費である。

2 請求額

計 ¥2,835,316 円

※原則として原文のとおり。なお、事実証明書類の掲載は省略した。

第2 監査の実施

1 要件審査及び請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を具備していると認め、令和6年6月10日にこれを受理することを決定した。

なお、信貴良太監査委員、小堀清次監査委員（令和6年5月31日退任）、伊豆丸精二監査委員（同年6月1日就任）は、地方自治法第199条の2の規定により除斥となった。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

(1) 証拠の提出

提出期限を令和6年7月1日として新たな証拠の提出を求めたが、提出はなかった。

(2) 陳述の実施

請求人から陳述を希望する旨の申出があったことから、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和6年7月1日に請求人に対し陳述の機会を設けた。陳述は、堺市役所高層館19階・監査室において行われ、代理人が出席し、請求内容を補足するための説明が行われた。

3 監査対象部局

財政局（財政部 財政課）、議会局（政策総務課）

4 監査対象部局からの事情聴取等

本件について、令和6年6月10日に市長に対して請求に係る意見書の提出を求めた。また、同年6年7月1日、堺市役所高層館19階・監査室において、監査対象部局の職員から、本件請求に関する事実及び意見について事情を聴取した。

それらの概要は以下のとおりである。

(1) 事情を聴取した者

（財政局）財政局長、財政部長、財政課長ほか

（議会局）議会局長、議会局次長、政策総務課長ほか

(2) 本件請求に関する市長等の意見

ア 請求人が違法であると主張する政務活動費の支出については、各議員の説明により、堺市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）第5条第3項に該当しないと考えられるため、請求人の主張

には理由がないものとする。

イ 井関貴史議員の政務活動費について

(ア) 広報・広聴費として政務活動費を充てることができる経費については、条例別表で「会派若しくは議員が行う活動又は市政を住民に報告し、又は宣伝するために要する経費」と規定されている。そして、政務活動以外の活動と明確に区分することが困難な場合は、政務活動費の運用指針 6 ページ (3) ①に記載のとおり按分して取り扱うこととなっている。広報紙にかかる経費については、紙面等の面積や文字数など、政務活動が掲載内容全体に占める割合で按分することとなっている。

(イ) 議会局から井関議員に確認したところ、「市政報告チラシについては、表紙の顔写真を除いた面積を政務活動が掲載されている部分として、全 2 ページに占める割合 90%で按分し、印刷代に充当した。これまで作成しているチラシでも議員名及び市政報告会の案内を掲載している。」との回答があった。

(ウ) 財政局としては、当該チラシにおける政務活動費の充当部分と想定される部分は議会での質疑に係る内容であることから、明確に条例第 5 条に違反しているとは言えないと考える。

ウ 黒田征樹議員の政務活動費について

(ア) 按分の考え方については前記イ(ア)と同じ

(イ) 議会局から黒田議員に確認したところ、「市政報告チラシについては、トップページを除いた面積を政務活動が掲載されている部分として、全 8 ページに占める割合をより慎重に判断し、80%で按分の上、印刷代及びポスティング代に充当した。」との回答があった。

(ウ) 財政局としては、当該チラシにおける政務活動費の充当部分と想定される部分は本市の予算内容や事業等の紹介であることから、明確に条例第 5 条に違反しているとは言えないと考える。

エ 札幌泰司議員の政務活動費について

(ア) 按分の考え方については前記イ(ア)と同じ

(イ) 議会局から札幌議員に確認したところ、「市政報告チラシについては、顔写真及び議員名を掲載している 1 ページ目を除いた面積を政務活動が掲載されている部分として、全 4 ページに占める割合 75%で按分し、印刷代に充当した。」との回答があった。

(ウ) 財政局としては、当該チラシにおける政務活動費の充当部分と想定される部分は本市の予算内容や事業等の紹介であることから、明確に条例第 5 条に違反しているとは言えないと考える。

オ 三宅達也議員の政務活動費について

(ア) 按分の考え方については前記イ(ア)と同じ

(イ) 議会局から三宅議員に確認したところ、「議員活動を通じて要望等をいただいた方などに送付した市政報告チラシについては、顔写真等を除く自身が質疑を行った議会報告部分(2ページ目、3ページ目の一部)の面積を政務活動が掲載されている部分として、全4ページに占める割合30%で按分し、郵送代に充当した。」との回答があった。

(ウ) 財政局としては、当該チラシにおける政務活動費の充当部分と想定される部分は本市の事業内容等の紹介であることから、明確に条例第5条に違反しているとは言えないと考える。

カ 西川知己議員の政務活動費について

(ア) 按分の考え方については前記イ(ア)と同じ

(イ) 議会局から西川議員に確認したところ、「市政報告チラシについては、顔写真等を除いた面積を政務活動が掲載されている部分として、全4ページに占める割合50%で按分し、ポスティング代に充当した。」との回答があった。

(ウ) 財政局としては、当該チラシにおける政務活動費の充当部分と想定される部分は本市の事業内容等の紹介であることから、明確に条例第5条に違反しているとは言えないと考える。

キ 的場慎一議員の政務活動費について

(ア) 按分の考え方については前記イ(ア)と同じ

(イ) 議会局からの的場議員に確認したところ、「市政報告チラシについては、表紙の顔写真と裏面のネットラジオ部分を除いた面積を政務活動が掲載されている部分として、全6ページに占める割合83%で按分し、印刷代、ポスティング代及び郵送代に充当した。議員活動を通じて要望等をいただいた方などに送付した市政報告会の開催案内及び封筒については、顔写真及び政党名の部分を除いた面積を政務活動が掲載されている部分として、全体に占める割合80%で按分し、印刷代に充当した。」との回答があった。

(ウ) 財政局としては、当該チラシにおける政務活動費の充当部分と想定される部分は本市の事業内容等の紹介であることから、明確に条例第5条に違反しているとは言えず、按分率も適当と考えられる。

また請求人が後援会案内チラシとするチラシについては、内容は市政報告会の案内であることから、明確に条例第5条に違反しているとは言えないと考える。

ク 西川良平議員の政務活動費について

- (ア) 西川議員の「自由民主」と題したチラシに係る支出について、令和6年6月18日付けで、議員から議長に対して、当該支出を取り消す旨の書面が提出され、同18日付けで市長にもその写しを送付している。なお、訂正額は42,000円で、訂正後の決算額は320万8,652円（政務活動費の交付額318万円）となり、残余额はない。
- (イ) 財政局としては、議員からすでに当該支出を取り消す手続きがなされており、政務活動費としての支出の事実が存在しなくなったため、請求人の主張には理由がないものとする。

ケ 池側昌男元議員の政務活動費について

- (ア) 池側元議員の「自由民主」と題したチラシに係る支出について、令和6年6月17日付けで、議員から議長に対して、当該支出を取り消す旨の書面が提出され、同18日付けで市長にもその写しを送付している。なお、訂正額は34万2,873円で、訂正後の決算額は331万2,825円（政務活動費の交付額318万円）となり、残余额はない。
- (イ) 財政局としては、議員からすでに当該支出を取り消す手続きがなされており、政務活動費としての支出の事実が存在しなくなったため、「自由民主」と題したチラシの支出に係る請求人の主張には理由がないものとする。
- (ウ) 按分の考え方については前記イ(ア)と同じ
- (エ) 市政報告チラシについて、議会局から池側元議員に確認したところ、「表面の顔写真等を除いた面積を政務活動が掲載されている部分として、全2ページに占める割合50%で按分し、印刷代及び折込み代に充当した。」との回答があった。
- (オ) 財政局としては、当該チラシにおける政務活動費の充当部分と想定される部分は本市の事業内容等の紹介であることから、明確に条例第5条に違反しているとは言えないとする。

コ 小堀清次議員の政務活動費について

- (ア) 按分の考え方については前記イ(ア)と同じ
- (イ) 議会局から小堀議員に確認したところ「市政報告チラシについては、自己紹介を掲載した4ページ目を除いた面積を政務活動が掲載されている部分として、全4ページに占める割合75%で按分し、ポスティング代に充当した。トップページの顔写真及び議員名部分は以前から変更しておらず、市政報告会も定期的に行っている。」との回答があった。
- (ウ) 財政局としては、当該チラシにおける政務活動費の充当部分と想

定される部分は議員活動の報告等であることから、明確に条例第5条に違反しているとは言えないと考える。

サ 淵上猛志議員の政務活動費について

(ア) 按分の考え方については前記イ(ア)と同じ

(イ) 議会局から淵上議員に確認したところ「市政報告チラシについては、1ページ目の顔写真及びプロフィール掲載箇所、4ページ目のポスターの掲示等のお願い及び編集後記を除いた面積を政務活動が掲載されている部分として、全4ページに占める割合80%で按分し、印刷代に充当した。また、チラシの発送代については、全8ページのうち、その他書類（カンパのお願い及び演説会の案内等）の全4ページを除いた市政報告チラシの議会報告部分（全4ページのうち80%）を政務活動が掲載されている部分として、40%で按分し、発送代に充当した。」との回答があった。

(ウ) 財政局としては、当該チラシにおける政務活動費の充当部分と想定される部分は本市の事業内容等の紹介であることから、発送代も含めて明確に条例第5条に違反しているとは言えないと考える。

5 関係人調査

(1) 文書による質問及び回答並びに対面による聴き取りについて

令和6年6月10日に、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、本件住民監査請求に係る関係人である各議員に対し、請求人の主張に対する考え及び請求人の示す政務活動費（以下「本件政務活動費」という。）について、政務活動費を充てることができる経費に該当するという明確な説明ができるか文書で回答を求めた。また、同年7月1日に、堺市役所高層館19階・監査室において、各議員に対し、聴き取り調査を行った。

各議員から次のような趣旨の回答があった。

ア 井関貴史議員

(ア) 請求人の「チラシトップページ全面に大きな顔写真と議員名、市政報告会と題した選挙前集会の案内を掲載し、自身をアピールするものに他ならない。」との主張については、市政活動の内容を報告するものであり、そのような意図はない。選挙前集会ではなく、継続して行っている市政活動の報告会である。

(イ) 予備的に顔写真部分の面積を100%から割り引いた。顔写真部分の面積比率は、10%以下と見積もられる。

(ウ) 今後の対応は、判例等の情報を精査したのち、決定したい。

イ 黒田征樹議員

(ア) トップページの割合は紙面全体の8分の1(12.5%)であるが、より慎重に判断し、除外する按分率を20%とした。

(イ) より慎重に判断した部分は、具体的には、吉村洋文インタビューのうちの後段の部分などである。

ウ 札幌泰司議員

(ア) 全4ページ分のうち1ページ分(25%)を政務活動外と判断し、按分率を75%とした。

(イ) これまでの市政報告チラシについても、按分率が判断しやすい紙面の割合を按分率に採用している。

エ 三宅達也議員

(ア) 紙面には、議会での質疑の内容のポイントを要約し、特にどの本会議、委員会、特別委員会で行った質疑であるかを記載しており、議会報告であることから、政党活動、選挙活動には全く当たらない。

(イ) 按分においても、議会報告部分と市政報告書全体面積とを比較して政務活動費の按分を行い、より厳格に30%の政務活動費負担としている。

オ 西川知己議員

(ア) 請求人は、顔写真が大きいと主張しているが、顔写真が大きい紙面については、政務活動費は充当していない。

(イ) 広報チラシは全4ページ分あるが、市政に関する部分だけを抽出しても、全体として50%以上の面積がある。

カ 的場慎一議員

(ア) 市政報告チラシは、議員として様々な市民の皆様のお声を頂きながら取り組んできた政策の実現、または進行状況について報告しており、選挙活動とは異なるものである。

(イ) 表紙の顔写真やネットラジオについては様々な話題があるため、1ページ分の面積を按分対象から外し83%としている。

(ウ) 「ご支援頂いております皆様へ」と題したチラシの送付先については、これまで議員活動を行う中で多くの市民の皆様より市政に関するご意見を頂く機会があり、そんな中、継続して市政報告なども郵送してほしいとおっしゃる方々に郵送したものである。市政報告を郵送でご覧になって、また、その上で様々なご意見も頂戴している。

(エ) 上記チラシの中で、一部政党関係者の名前の掲載もあることから面積按分し80%としている。

キ 西川良平議員

(ア) 政党紙「自由民主」の郵送のための経費について、設定した按分率

は正しいと考えているが、今後提起される可能性がある住民訴訟等に要する負担を勘案し、当該支出（政務活動費の充当）を取り消した。

ク 池側昌男元議員

(ア) 政党紙「自由民主」に係る各経費について、当該支出（政務活動費の充当）を取り消した。

(イ) 市政報告チラシは、今までの活動内容や、市民さんからの陳情、要望等に対しての経緯や今後の市民生活での整備、推進を兼ねて案件を掲載したので、表面を除き、裏面のみで 50%按分で支出したものである。

ケ 小堀清次議員

(ア) 1 ページ目のタイトル部分については、従前よりこのスタイルを踏襲しており、選挙が実施される年であることを理由に、自身の顔写真や名前を大きくしたなどということはない。

(イ) 4 ページ目について、市民の付託を受ける議員の政治姿勢を広く知っていただくためとの認識のもと掲載しているが、誤解を招く恐れを否定しきれないことから、当該ページへの政務活動費の充当は行わないこととし、按分率を 75%とした。

コ 淵上猛志議員

(ア) ふちがみ猛志議会活動報告 32 号については、1 ページ目の写真と挨拶文のエリア、4 ページ目の「ふちがみから皆様へのお願い」のエリア、4 ページ目の「フッチーのつぶやき」のエリア（全 4 ページに占める割合 18.3%）から、少し多めにとって 20%を按分対象から除外し、按分率を 80%としている。

(イ) 1 ページ目の下側の期日前投票制度を紹介する記事に政務活動費を充当した 1 点目の理由は、重要な市政情報だからである。投票率のアップ及びその手段としての期日前投票の実施または期日前投票の拡充は市の重要な取組である。現に、広報さかいをはじめ各種媒体で堺市は積極的にこのことを広報している。市政情報の中でも重要なものについて広報し、積極的に協力するのは議員としての責務であると考えている。2 点目の理由は、現に議会でこのことについて盛んに議論してきたからである。投票率の向上や事前投票は、前期の任期だけでも、私以外の議員も含め、幾度となく議会の中で議論されてきたものである。

(ウ) ふちがみ猛志議会活動報告 32 号の郵送に際して同封した 4 点の資料のうち、「カンパのお願い」「ふちがみ猛志と堺の未来を考える会案内」「ふちがみ猛志を育てる会紹介カード」は A4 サイズ片面である。

残る「振込取扱票」は A4 サイズの半分ほどであるが、大きめに A4 サイズとみなした。よって、同封資料は A4 サイズ 4 枚分とし、議会活動報告と同じ大きさである。議会活動報告自体の按分率が 80% であるため、同封資料の紙面面積を含めて紙面面積が 2 倍になると、按分率は半分となり 40% になる。

第 3 監査の結果

1 本件の監査対象事項

住民監査請求書の記載から、請求人は、本件政務活動費は、違法に支出されたものであるとして、監査委員が市長に対し返還請求権を行使させるなど、必要な措置を講ずるよう勧告することを求めている。

以上のことから、本件政務活動費は違法不当に支出されたものかどうか、その結果、市長は各議員に返還請求等をすべきかどうかを監査対象事項とした。

2 政務活動費の制度について

(1) 政務活動費の規定について

ア 地方自治制度において対等の立場で相互のチェック・アンド・バランスにより行政運営を行う首長と議会の関係からすると、議事機関である議会や議員の活動は、執行機関である首長の支配、干渉を受けないことが保障されなければならない。よって、地方議会の活性化のために議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図る観点から制度化された政務活動費の使途については、会派や議員の自主的な判断に委ねられ、一定の裁量が認められていると考えられる。

イ 一方、政務活動費が公金であることを踏まえ、地方自治法第 100 条第 15 項で「政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（中略）をもって議長に報告するもの」とされ、同条第 16 項で「議長は、（中略）その使途の透明性の確保に努めるものとする」とされるなど、使途の透明性の確保が求められている。

ウ 条例においては、(ア) 政務活動費は、本市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として議会における会派（所属する議員が 1 人の場合を含む。）又は議員に対して、議員 1 人当たり月額 28 万 5,000 円が交付されること（条例第 1 条、第 2 条、第 3 条第 1 項及び堺市議会政務活動費の交付の特例に関する条例）、(イ) 会派及び議員は、政務活動費を、調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、

陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に充てることができるものとし、交際費、選挙活動経費、政党活動経費、後援会活動経費、私的活動経費に充ててはならないこと（条例第5条第1項、第2項及び第3項）が規定されている。

エ そして、政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び経理責任者並びに議員は、同条例施行規則で定める様式により、前年度の交付に係る政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、その支出に係る領収書の写しその他の証拠書類の写しとともに、毎年5月10日までに議長に提出しなければならない（条例第7条第1項及び第2項）、議長は速やかにその写しを市長に送付しなければならない（条例第7条第4項）とされている。

オ 市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から条例第5条に定める政務活動に充てることができる経費として支出した総額を控除して残余の額がある場合は、当該額に相当する額の政務活動費の返還を当該会派又は議員に命じなければならない（条例第8条第1項）とされている。

また、市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員の政務活動費の使途が、条例第5条の規定に明らかに違反していると認める場合は、当該違反して支出された額に相当する額の政務活動費の返還を当該会派又は議員に命じなければならない（条例第8条第2項）とされている。

カ さらに条例及び同条例施行規則だけでは政務活動費を充てることができる範囲の定義があいまいであるため、議会は、自主的に運用のルールとして「政務活動費の運用指針」（以下「運用指針」という。）を定めている。

運用指針では、「2 政務活動及びその経費の範囲の基本指針」として、(1)政務活動費執行にあたっての原則（会派又は議員の各々の責任において適切に取り扱う）、(2)実費支出の原則（政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであることから、社会通念上妥当な範囲であることを前提とした上で、政務活動に要した費用の実費に充当する）、(3)按分による支出の原則（議員活動は、多面的であり、各々の活動を明確に区分することは困難であることから、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適切であることが明らかな場合は、政務活動に要した部分の時間割合や面積割合等に

基づき按分を行うことが必要となり、按分割合については、会派又は議員において、それぞれの状況に応じて適切に判断するものとする)との3原則を定めている。

(2) 政務活動に係る広報・広聴費について

ア 条例第5条第1項において、政務活動の一つとして「広報、広聴」(以下「広報、広聴活動」という。)が規定されており、条例第5条第2項別表において、広報・広聴費として「会派若しくは議員が行う活動又は市政を住民に報告し、又は宣伝するために要する経費」、「会派又は議員が行う、市政及び会派若しくは議員の活動に対する住民からの要望及び意見の聴取、住民相談等の活動のために要する経費」と規定されており、政務活動費を充てることができる経費として認められている。

このように広報、広聴活動に係る経費が条例において、広報・広聴費として、政務活動費の充当が認められているのは、広報活動を通じて、議員の掲げる政策や市議会における審議、実現状況、市政に係る課題を市民に広く知らせること(以下「市政等の報告」という。)が、市政に対する市民の意思や要望を把握する活動(広聴活動)の端緒・契機となり、議員の議会活動や政策形成等に資することになるからであると考えられる。

前記の地方自治法及び条例、政務活動費の制度趣旨に鑑みれば、広報、広聴活動に係る経費のうち、政務活動費を充てることができるものは、議会活動の基礎となる広報、広聴活動、すなわち政務活動としての広報、広聴活動と合理的関連性が認められる行為に関する経費に限られるというべきである。

イ 一方、市政報告チラシなどの広報紙に掲載される議員等の写真や役職、プロフィールなどのその他の情報は、直接的には上記の市政等の報告には該当せず、それ単体では、政務活動としての広報、広聴活動と合理的関連性を認めることはできない。

ウ そして、市政報告チラシなどの広報紙に政務活動と合理的関連性が認められないものが含まれている場合については、運用指針2(3)①の按分による支出の原則及び同2(3)②の広報紙にかかる経費の按分例として「紙面等の面積や文字数など、政務活動が掲載内容全体に占める割合で按分する。」との記載のとおり、按分することが求められており、当該按分が、議員の責任において、状況に応じて適切に判断されたものであるかを監査委員が検討することとなる。

なお、議員等の写真や役職、プロフィールなどの掲載のある広報紙に政務活動費が充当された事例に係る裁判例においても、上記のように掲載内容に応じて紙面の面積等の按分により政務活動費の充当を行うことは、一般的に認められているものであり、運用指針 2(3)の按分の考え方に、特段不合理な点はないことを確認しておく。

エ また、請求人から、事実証明書として京都府長岡京市の監査結果（令和 6 年 2 月）の提出があり、「同様の事例と考えられる」との説明があったが、長岡京市の事例は、1 ページの大部分が、議員の写真やプロフィール、ポスター掲示の協力依頼などで占められているにもかかわらず、政務活動費を全額充当していたことから、違法（不当）であると判断されたものである。本市のように各議員が、内容に応じて按分により充当している状況とは大きく異なるため、同様の事例として論じることが妥当ではない。加えて、長岡京市においては、本市のように面積按分等による充当が認められていない（「長岡京市議会政務活動費の交付に関する申し合わせ」にも規定がない）ことも、全額違法（不当）と判断されたことに影響していると考ええる。

オ なお、市政報告チラシなどの広報紙に議員等の写真や役職、プロフィールなどのその他の情報が掲載されていたとしても、その大きさや広報紙全体に占める割合、市政等の報告部分との関係等に照らして、それらが広報活動を効果的に行うための工夫の範囲内であって、市政等の報告部分に付随して一体となっていると評価できる場合には、政務活動としての広報、広聴活動と合理的関連性が認められると解する。

3 井関貴史議員に係る本件政務活動費について

住民監査請求に基づく監査及び勧告に係る決定については、地方自治法第 242 条第 11 項において、監査委員の合議によるものと規定されている。

井関貴史議員に係る本件政務活動費については、審議の結果、合議に至らなかったため、監査の結果を出すことはできなかった。

なお、参考までに監査委員の見解について以下に付記する。

(1) 市政報告チラシの概要及び検討の対象について

請求人が請求対象としている市政報告チラシ（「市政活動報告 2023-3」）は、全 2 ページのチラシで 1 ページ目の上半分に井関議員の写真や氏名、プロフィールなど、下半分に市政報告会の案内及び挨拶文、2 ページ目には市の事業等が掲載されている。

井関議員は、本チラシの印刷費 2 万 4,575 円に按分率 90%を乗じた金

額 2 万 2,117 円に、広報・広聴費として政務活動費を充当した。

したがって、本件政務活動費として、井関議員が政務活動費を充当した本チラシの印刷費 2 万 2,117 円を検討の対象とする。

(2) 請求人の主張に対する判断

ア 請求人は、井関議員の按分率 (90%) にかかわらず、市政報告チラシのトップページ全面に大きな顔写真等が掲載されていることを理由に、選挙活動、政党活動であるとして、政務活動費を充当した経費全額が違法であると主張している。

しかし、前記 2(2)ウで述べたように、政務活動としての広報、広聴活動と合理的関連性が認められないものが含まれている場合は、運用指針 2(3)①の按分による支出の原則及び 2(3)②の「紙面等の面積や文字数など、政務活動が掲載内容全体に占める割合で按分する。」との記載のとおり、これらの按分が、議員の責任において、状況に応じて適切に行われていれば足りるものであり、経費充当の全額を違法不当とする理由はない。

したがって、井関議員の按分率にかかわらず、各経費に充当した金額を全額違法とする請求人の主張には理由はない。

イ 次に、議員による按分が、適切に行われていない場合、充当可能な按分率を超える部分については違法不当となり得ることから、井関議員が按分率を 90%として充当した、市政報告チラシの印刷費 2 万 2,117 円が、議員の責任において、状況に応じて適切に按分されたものであるかを検討する。

ウ 1 ページ目左上部分の写真について

この点、1 ページ目の左上部分に井関議員の写真 (全 2 ページに占める割合 7.9%程度) が大きく掲載されており、当該掲載部分については、政務活動としての広報、広聴活動と合理的関連性が認められるとはいえないため、按分対象から除外した議員の判断は妥当である。

エ 1 ページ目中段の議員の役職・プロフィールについて

(ア) 次に 1 ページ目中段の議員の役職・プロフィール (全 2 ページに占める割合 7.7%程度) の掲載部分について検討する。

(イ) 井関議員は、前記第 2 の 5 関係人調査において、役職・プロフィール掲載部分に政務活動費を充当した理由について「プロフィールが市の政策形成に関して必要かどうかの判断については、市民の社会通念によると考えている。その上で、どの委員会や審議会に属しているかという役職を掲載している部分 (チラシ中段の左側) について

は、政務活動に該当すると考えた。また、プロフィール等のうちこれまでの経験や経歴（チラシ中段の右側）といったことも、自身の政策形成とも一定関係があると考え、慎重に判断すべきと考えている。実際、どの程度が適切かと言われると、手探りなところがあり、過去の役職を多く書くことは適当ではないと思うので、その範囲内に収めたということである。」また、「判例の蓄積を待ちたい、それも法律家だけが判断するというよりは、事例の蓄積の中で、市民の皆さんが納得できるような事例を積み重ねることも同時に必要である。」との趣旨で説明があった。

(ウ) この点、前記 2(2)ア及びイで述べたように、議員の役職やプロフィールは、それ単体では、市政等の報告そのものではなく、政務活動と合理的関連性が認められないものであり、前記 2(2)オで示したように、市政等の報告部分に付随して一体となっていると評価できる場合のみ合理的関連性が認められるものである。

(エ) したがって、議員の役職・プロフィールなどの掲載部分（同 7.7%程度）については、原則、按分対象から除外すべきものであると考える。

オ 1 ページ目右上の議員名等について

(ア) 右上部分に大きな文字で記載された議員名等（全 2 ページに占める割合 10.4%程度）について検討する。

(イ) 井関議員からは、当該部分に政務活動費を充当した理由について「時勢もあるため、今年度以降はもっと小さくしようと思っているが、判例も 1 ページ目でみるのか、全体でみるのか、会派のチラシなのかなど、全てのケースについてははっきりとみているわけではない。判例等の蓄積があるものについては従うが、現在の時点で蓄積があるかは非常に微妙なところではないかと考える。」との趣旨で説明があった。

(ウ) この点、右上部分には約 11 センチ四方のエリア（同 10.4%程度）に「堺の誇りを次世代に」という文言の下に「井関 貴史」との記載、その下には「堺市議会議員（堺区）」「大阪維新の会 所属」と記載されており、このうち「井関」の二文字は、本チラシの中で最も大きな文字サイズとなっており、前記エと同様にそれ単体で、政務活動と合理的関連性を認めることは、政務活動費の制度趣旨を損なうおそれがあり、市政等の報告部分に付随して一体となっていると評価できる場合を除いては、原則、按分対象から除外すべきものであると考える。

カ 市政等の報告部分と一体となっていると評価できるかの検討

もつとも、前記 2(2)オで述べたように、前記エのプロフィール及び前記オの大きな文字サイズで記載された議員名等が掲載されていたとしても、その面積・大きさや広報紙全体に占める割合、市政等の報告部分との関係等に照らして、それらが広報活動を効果的に行うための工夫の範囲内であって、市政等の報告部分に付随して一体となっていると評価できる場合には、政務活動としての広報、広聴活動と合理的関連性が認められる余地があるため、この点を検討する。

※なお、この項以降の判断については、監査委員による審議の結果、合議に至らなかったため、各監査委員の見解について述べておく。

キ-1 請求に理由がないとする見解

本チラシの 1 ページ目には、①左上部分に前記ウの井関議員の顔写真（全 2 ページに占める割合 7.9%程度、充当対象から除外済み）、②中段に前記エの議員の役職・プロフィール（同 7.7%程度）、③右上部分に前記オの大きな文字サイズの議員名等（同 10.4%程度）が掲載されている。

政務活動費を充当している②及び③の議員等の情報に係る掲載部分は、全 2 ページに占める割合としては 18.1%程度にとどまるものであり、按分対象から除外すべきか否かの判断においては、現時点では絶対的な基準がなく、一定程度、議員の裁量に委ねられていること、また、井関議員が、①の顔写真部分については自らの判断で予め除外しており、印刷費の全額に政務活動費を充当しているものではないことなどを踏まえると、議員の判断を否定し、市政等の報告部分との一体性を認めずに政務活動と合理的関連性がないものと認定することは困難であると考えられる。

以上のことから、井関議員が按分率を 90%とした判断について、明らかに不合理であるとは認められず、本チラシに係る印刷費 2 万 2,117 円に政務活動費を充当したことは違法不当ではない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

キ-2 請求に一部理由があるとする見解

本チラシの 1 ページ目には、①左上部分に前記ウの井関議員の顔写真（全 2 ページに占める割合 7.9%程度、充当対象から除外済み）、②中段に前記エの議員の役職・プロフィール（同 7.7%程度）、③右上部分に前記オの大きな文字サイズの議員名等（同 10.4%程度）が掲載さ

れている。

政務活動費を充当している②及び③の議員等の情報に係る掲載部分は、全 2 ページに占める割合としては 18.1%程度であるものの、これら議員等の情報が、①と合わせて 1 ページ目の紙面の上半分に独立して配置・掲載されており、これらが他の市政等の報告部分とどのような関連性を持つのか客観的にみて不明である。また、その大きさからも市政等の報告部分に付随して一体となっていると評価することもできない。

したがって、②中段の前記エの議員の役職・プロフィール（同 7.7%程度）及び③右上部分の前記オの大きな文字サイズの議員名等（同 10.4%程度）について、政務活動としての広報、広聴活動と合理的関連性を認めることはできない。

以上のことから、本チラシにおいて政務活動費の充当が認められるのは、印刷費 2 万 4,575 円のうち、上記①から③の部分（計 26%）を除く 74%を乗じた金額 1 万 8,185 円であるところ、井関議員は按分率を 90%として 2 万 2,117 円を充当しているため、超過した金額 3,932 円については違法である。

したがって、請求人の主張には一部理由があると認められる。

4 黒田征樹議員に係る本件政務活動費について

(1) 市政報告チラシの概要及び検討の対象について

請求人が請求対象としている市政報告チラシは、全 8 ページのチラシで 1 ページ目に黒田議員の写真や氏名など、2 ページ目から 7 ページ目に、市の予算内容や事業等が掲載され、8 ページ目上部に「吉村洋文インタビュー」として Q&A が 2 例掲載されており、下部には市の事業等が掲載されている。

黒田議員は、本チラシの印刷費 41 万 3,940 円と配布料 23 万 2,113 円に、それぞれ按分率 80%を乗じて合計した金額 51 万 6,842 円に、広報・広聴費として政務活動費を充当した。

したがって、本件政務活動費として、黒田議員が令和 4 年度に政務活動費を充当した本チラシの印刷費及び配布料 51 万 6,842 円を検討の対象とする。

(2) 請求人の主張に対する判断

ア 請求人は、黒田議員の按分率（80%）にかかわらず、市政報告チラシのトップページ全面に大きな顔写真等が掲載されていることを理由に、

選挙活動、政党活動であるとして、政務活動費を充当した経費全額が違法であると主張している。

しかし、前記 3(2)アで述べたように、運用指針によれば、議員の責任において状況に応じて適切に按分が行われていれば足りるものであることから、黒田議員の按分率にかかわらず、各経費に充当した金額を全額違法とする請求人の主張には理由はない。

イ 次に、議員による按分が、適切に行われていない場合、充当可能な按分率を超える部分については違法不当となり得ることから、黒田議員が按分率を 80%として充当した、本チラシの印刷費及び配布料 51 万 6,842 円が、議員の責任において、状況に応じて適切に按分されたものであるかを検討する。

前記第 2 の 5 関係人調査における黒田議員の文書回答及び説明によると、1 ページ目（全 8 ページに占める割合 12.5%）及び 8 ページ目の「吉村洋文インタビュー」との表題を付した部分の後段（同 2%程度）について按分対象から除外し、按分率を 80%としたとのことであった。

この点、1 ページ目（同 12.5%）については、同議員の写真がページの大部分に掲載されており、当該掲載部分については、政務活動としての広報、広聴活動と合理的関連性が認められるとはいえないため、当該部分を按分対象から除外した議員の判断は妥当である。

次に、8 ページ目の「吉村洋文インタビュー」との表題を付した部分（同 5.5%程度）について、その 1 例目は、大阪府や他の自治体との連携に係る記載であり、市政等の報告に関するものと受け取ることもできるが、2 例目（同 2%程度）については、政党の代表者としての吉村氏が黒田議員を紹介する文が記載されていることから、政党活動としての側面が強く、政務活動としての広報、広聴活動と合理的関連性が認められるとはいえないため、当該部分（同 2%程度）について按分対象から除外した議員の判断は妥当である。

他方、上記以外の紙面については、市政等の報告が掲載されており、一部、写真等が掲載されているものの、その大きさや掲載箇所からみて、市政等の報告部分に付随して一体となっており、政務活動としての広報、広聴活動と合理的関連性が認められる。

以上のことから、黒田議員が按分率を 80%とした判断について特段、不合理な点は認められず、本チラシの印刷費及び配布料 51 万 6,842 円に政務活動費を充当したことは違法不当ではない。

ウ したがって、請求人の主張には理由がない。

5 札幌泰司議員に係る本件政務活動費について

(1) 市政報告チラシの概要及び検討の対象について

請求人が請求対象としている市政報告チラシ（「ふだば泰司市政報告令和5年第2号」）は、全4ページのチラシで1ページ目に札幌議員の写真や氏名、役職など、2ページ目から4ページ目に、市の事業や予算内容等が掲載されている。

札幌議員は、本チラシの印刷費1万8,101円に按分率75%を乗じた金額1万3,575円に、広報・広聴費として政務活動費を充当した。

したがって、本件政務活動費として、札幌議員が、政務活動費を充当した本チラシの印刷費1万3,575円を検討の対象とする。

(2) 請求人の主張に対する判断

ア 請求人は、札幌議員の按分率（75%）にかかわらず、市政報告チラシのトップページ全面に大きな顔写真等が掲載されていることを理由に、選挙活動、政党活動であるとして、政務活動費を充当した経費全額が違法であると主張している。

しかし、前記3(2)アで述べたように、運用指針によれば、議員の責任において状況に応じて適切に按分が行われていれば足りるものであることから、札幌議員の按分率にかかわらず、各経費に充当した金額を全額違法とする請求人の主張には理由はない。

イ 次に、議員による按分が、適切に行われていない場合、充当可能な按分率を超える部分については違法不当となり得ることから、札幌議員が按分率75%として充当した、市政報告チラシの印刷費1万3,575円が、議員の責任において、状況に応じて適切に按分されたものであるかを検討する。

前記第2の5関係人調査における札幌議員の文書回答及び説明によると、1ページ目（全4ページに占める割合25%）を政務活動外と判断して、按分対象から除外し、按分率を75%としたとのことであった。

この点、1ページ目（同25%）については、札幌議員の写真及び役職がページの大部分に掲載されており、当該掲載部分について、政務活動としての広報、広聴活動と合理的関連性が認められるとはいえないため、按分対象から除外した議員の判断は妥当である。

他方、2ページ目から4ページ目については、市政等の報告に関するものであることから、これら3ページ分は、政務活動と合理的関連性が認められる。

以上のことから、札幌議員が按分率を75%と判断したことについて、

特段、不合理な点は認められず、本チラシの印刷費 1 万 3,575 円に政務活動費を充当したことは違法不当ではない。

ウ したがって、請求人の主張には理由がない。

6 三宅達也議員に係る本件政務活動費について

(1) 市政報告チラシの概要及び検討の対象について

請求人が請求対象としている市政報告チラシ(「市政活動報告 令和 5 年 VOL. 31 号 春号」)は、全 4 ページのチラシで 1 ページ目に三宅議員の写真や氏名、プロフィールなど、2 ページ目から 3 ページ目に市の事業等が掲載され、4 ページ目に市の財政状況や議員の議長就任等について掲載されている。

三宅議員は、本チラシの郵送代 4 万 3,072 円に按分率 30% を乗じた金額 1 万 2,921 円に、広報・広聴費として政務活動費を充当した。

したがって、本件政務活動費として、三宅議員が政務活動費を充当した本チラシの郵送代 1 万 2,921 円を検討の対象とする。

(2) 請求人の主張に対する判断

ア 請求人は、三宅議員の按分率 (30%) にかかわらず、市政報告チラシのトップページ全面に大きな顔写真等が掲載されていることを理由に、選挙活動、政党活動であるとして、政務活動費を充当した経費全額が違法であると主張している。

しかし、前記 3(2)アで述べたように、運用指針によれば、議員の責任において状況に応じて適切に按分が行われていけば足りるものであることから、三宅議員の按分率にかかわらず、各経費に充当した金額を全額違法とする請求人の主張には理由はない。

イ 次に、議員による按分が、適切に行われていない場合、充当可能な按分率を超える部分については違法不当となり得ることから、三宅議員が按分率 30% として充当した、市政報告チラシの郵送代 1 万 2,921 円が、議員の責任において、状況に応じて適切に按分されたものであるかを検討する。

前記第 2 の 5 関係人調査における三宅議員の文書回答及び説明によると、2 ページ目及び 3 ページ目 (全 4 ページに占める割合 50%) は、自らが議会等で行った質疑や陳情を含めた市政に関する報告を行っており、これらの掲載部分のみで按分率 50% になるところだが、より厳格に判断し、30% のみを政務活動費に充当することにしたとのことであった。

この点、2 ページ目及び3 ページ目（全4 ページに占める割合 50%）には、市政等の報告が掲載されており、一部写真等の掲載があるものの、市の事業を紹介するためのものであり、市政等の報告部分に付随して一体となっていることから、これら 2 ページ分（同 50%）は、政務活動と合理的関連性が認められる。

以上のことから、三宅議員が按分率を 30%とした判断について特段、不合理な点は認められず、本チラシの郵送代 1 万 2,921 円に政務活動費を充当したことは違法不当ではない。

ウ したがって、請求人の主張には理由がない。

7 西川知己議員に係る本件政務活動費について

(1) 市政報告チラシの概要及び検討の対象について

請求人が請求対象としている市政報告チラシは 2 種類あり、縦型のチラシが 2 ページ分、横型のチラシが 2 ページ分ある。

縦型のチラシは、おもて面に西川議員の写真や氏名・プロフィールなど、うら面に市の事業等について掲載されている。また、横型のチラシは、おもて面に 1 ページの 6 分の 1 程度のエリアに議員の写真や氏名、プロフィール、それ以外の部分には市の事業等、うら面に市の事業等が掲載されている。

西川議員は、本チラシの配布料 17 万 6,550 円に按分率 50%を乗じた金額 8 万 8,275 円に広報・広聴費として政務活動費を充当した。

したがって、本件政務活動費として、西川議員が、政務活動費を充当した本チラシの配布料 8 万 8,275 円を検討の対象とする。

(2) 請求人の主張に対する判断

ア 請求人は、西川議員の按分率（50%）にかかわらず、市政報告チラシのトップページ全面に大きな顔写真等が掲載されていることを理由に、選挙活動、政党活動であるとして、政務活動費を充当した経費全額が違法であると主張している。

しかし、前記 3(2)アで述べたように、運用指針によれば、議員の責任において状況に応じて適切に按分が行われていれば足りるものことから、西川議員の按分率にかかわらず、各経費に充当した金額を全額違法とする請求人の主張には理由はない。

イ 次に、議員による按分が、適切に行われていない場合、充当可能な按分率を超える部分については違法不当となり得ることから、西川議員が按分率 50%として充当した、市政報告チラシにおいて、状況に応じ

て適切に按分されたものであるかを検討する。

前記第 2 の 5 関係人調査における西川議員の文書回答及び説明によると、縦型のチラシのおもて面（全 4 ページに占める割合 25%）を按分対象から除外し、その他の紙面（残りの 3 ページ分）に、一部、顔写真やロゴを掲載していることを考慮し、余裕を持って按分率を 50%としたとのことであった。

この点、縦型のチラシのおもて面（同 25%）については、西川議員の写真及びプロフィールがページの大部分に掲載されており、当該掲載部分について、政務活動としての広報、広聴活動と合理的関連性が認められるとはいえないため、按分対象から除外した議員の判断は妥当である。

他方、縦型のチラシのうら面には市の事業等が掲載されており政務活動と合理的関連性が認められる。

また、横型のチラシは、両面ともに大部分が市政等の報告であり、一部、議員の写真やプロフィールが掲載されている部分があるが、大きさからみて市政等の報告部分に付随して一体性があるとして、政務活動と合理的関連性が認められる余地はある。もっとも、議員の自らの考えのもと写真等の掲載部分を考慮し、さらに 25%を按分対象から除外しており、その判断に不適切な点はないといえる。

以上のことから、西川議員が按分率を 50%とした判断について特段、不合理な点は認められず、本チラシの配布料 8 万 8,275 円に政務活動費を充当したことは違法不当ではない。

ウ したがって、請求人の主張には理由がない。

8 的場慎一議員に係る本件政務活動費について

(1) 市政報告チラシ等の概要及び検討の対象について

ア 市政報告チラシについて

請求人が請求対象としている市政報告チラシ（「MATOBA JOURNAL VOL. 15」）は全 6 ページのチラシで、1 ページ目に的場議員の写真や氏名、市政報告の目次等、2 ページ目から 5 ページ目に市の事業等が掲載され、6 ページ目に市の財政状況や的場議員のプロフィール等が掲載されている。

的場議員は、本チラシの印刷費及び配布料 96 万 7,670 円と郵送料 23 万 1,810 円に、それぞれ按分率 83%を乗じて合計した金額 99 万 5,568 円に広報・広聴費として政務活動費を充当した。

したがって、本件政務活動費①として、的場議員が政務活動費として

充当した本チラシの印刷費等 99 万 5,568 円を検討の対象とする。

イ 「ご支援頂いております皆様へ」と題したチラシ及び封筒について
「ご支援頂いております皆様へ」と題したチラシは片面 1 ページで、
的場議員の市政報告会を案内する内容となっており、挨拶文とともに
開催場所やゲスト、会場の地図が掲載されている。また、封筒（角 2 サ
イズ）は、下部に「堺市議会議員 大阪維新の会 まとば慎一事務所」と
の記載があり、その下に事務所の住所や連絡先が記載されている。

的場議員は、本チラシ及び封筒の印刷費 7 万 5,900 円に按分率 80%
を乗じた金額 6 万 720 円に広報・広聴費として政務活動費を充当した。

したがって、本件政務活動費②として、的場議員が政務活動費を充当
した本チラシ及び封筒の印刷費 6 万 720 円を検討の対象とする。

(2) 請求人の主張に対する判断（本件政務活動費①：市政報告チラシの印刷
費等について）

ア 請求人は、的場議員の按分率（83%）にかかわらず、市政報告チラシ
のトップページ全面に大きな顔写真等が掲載されていることを理由に、
選挙活動、政党活動であるとして、政務活動費を充当した経費全額が違
法であると主張している。

しかし、前記 3(2)アで述べたように、運用指針によれば、議員の責
任において状況に応じて適切に按分が行われていれば足りるものであ
ることから、的場議員の按分率にかかわらず、各経費に充当した金額を
全額違法とする請求人の主張には理由はない。

イ 次に、議員による按分が、適切に行われていない場合、充当可能な按
分率を超える部分については違法不当となり得ることから、的場議員
が按分率 83%として充当した、市政報告チラシの印刷費、配布料及び
郵送代 99 万 5,568 円が、議員の責任において、状況に応じて適切に按
分されたものであるかを検討する。

前記第 2 の 5 関係人調査における的場議員の文書回答及び説明によ
ると、1 ページ目の顔写真やネットラジオに関する部分（全 6 ページに
占める割合 17%）を除外し、按分率を 83%としたとのことであった。

この点、1 ページ目（全 6 ページに占める割合 16.6%程度）には、的
場議員の写真がページの大部分に掲載されており、当該掲載部分につ
いては、政務活動としての広報、広聴活動と合理的関連性が認められ
るとはいえないため、按分対象から除外した議員の判断は妥当である。

他方、2 ページ目から 6 ページ目までは、市政等の報告が掲載されて
おり、一部、議員等の写真やプロフィールが掲載されているものの、そ

の大きさや掲載箇所からみて市政等の報告部分に付随して一体となっており、政務活動と合理的関連性が認められる。

以上のことから、的場議員が按分率を 83%と判断したことについて、特段、不合理な点は認められず、本チラシの印刷費及び配布料、郵送代に 99 万 5,568 円に政務活動費を充当したことは違法不当ではない。

ウ したがって、請求人の主張には理由がない。

(3) 請求人の主張に対する判断（本件政務活動費②：「ご支援頂いております皆様へ」と題したチラシ及び封筒の印刷費について）

ア 請求人は「ご支援頂いております皆様へ」と題したチラシ（全 1 ページ）について、「後援会案内チラシ」であり、これらの作成は後援会活動であるとして、政務活動費を充当した経費全額が違法であると主張している。

前記第 2 の 5 関係人調査における的場議員の文書回答及び説明によると、本チラシは、これまで議員活動を行う中で、多くの市民から市政に関する意見をいただく機会があり、そのうち市政報告などを送付してほしいと要望があった方々に送付するためのものであること、一方、後援会の主なメンバーは青年会議所の同期メンバーなどで、主に 20 人程度であるとのことであった。

この点、広報、広聴活動は、広く一般市民に向けて行われるべきものであり、専ら後援会メンバーのみに告知等を行う場合は後援会活動に該当するが、本チラシは、2,500 部という印刷部数からみても、20 人程度の後援会メンバーだけに向けられたものではなく、より広い範囲の市民・支援者に市政報告会を周知するために作成されたものであると考えられる。

そして、このような広い範囲の市民・支援者は、市政に関する様々な要望や意見を直接、議員に伝えてくれると同時に、その政策形成に寄与する存在でもあることから、議員が自らの成果を優先的に支援者に報告し、さらに意見や要望を得て議会活動や政策形成を行う実態があることを踏まえると、表題が「ご支援頂いております皆様へ」であることのみをもって、「後援会案内チラシ」に当たるとはいえない。

よって、前記(2)アで述べたように、的場議員の按分率にかかわらず、各経費に充当した金額を全額違法とする請求人の主張には理由はない。

イ 次に、議員による按分が、適切に行われていない場合、充当可能な按分率を超える部分については違法不当となり得ることから、的場議員が按分率 80%として充当した本チラシ及び議員の名前入りの封筒の印

刷費 6 万 720 円が、議員の責任において、状況に応じて適切に按分されたものであるかを検討する。

前記第 2 の 5 関係人調査における的場議員の文書回答及び説明によると、本チラシの中で一部に政党関係者の氏名の記載があることから、按分対象から 20%を除外し、按分率を 80%としたとのことであった。

この点、本チラシのうち、政党関係者の氏名が記載された部分（全 1 ページに占める割合 6.6%程度）は、市政等の報告には当たらないと考えられるため、按分対象から除外した議員の判断は妥当である。

一方、紙面のそれ以外の部分は、的場議員が自ら主催する市政報告会を周知する内容となっており、本チラシ全体としてみても 80%の範囲で政務活動と合理的関連性が認められる。

また、議員の名前入りの封筒（角 2 サイズ）は、本チラシを郵送するためのものであるから、本チラシと同じ按分率（80%）とした議員の判断は妥当である。

以上のことから、的場議員が按分率を 80%とした判断について特段、不合理な点は認められず、本チラシ及び封筒の印刷費 6 万 720 円に政務活動費を充当したことは違法不当ではない。

ウ したがって、請求人の主張には理由がない。

9 西川良平議員に係る本件政務活動費について

(1) 西川議員に係る本件政務活動費の収支報告書等訂正の流れ

ア 令和 6 年 6 月 18 日、西川議員が市議会議長に収支報告書及びその支出に係る領収書の写しその他の証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）の訂正報告書を提出

（西川議員 訂正報告内容）

令和 4 年度の政務活動費のうち、広報・広聴費（政党紙「自由民主」に係る経費、整理番号 3-2:4 万 2,000 円）の支出を取り消し、政務活動費を充当しないこととする訂正

支出取消額 4 万 2,000 円

イ 同日、市議会議長から市長に収支報告書等の訂正報告書（写し）を送付

ウ 前記アの訂正報告により、西川議員の令和 4 年度の政務活動費に係る収支報告書の支出決算額は、325 万 652 円から 320 万 8,652 円（4 万 2,000 円の減額）となったが、支出決算額が政務活動費の交付額 318 万円を上回っているため、返還額は生じていない。

(2) 結果

- ア 請求人が請求対象としている西川議員に係る令和4年度の政務活動費のうち広報・広聴費4万2,000円については、前記(1)に記載のとおり、西川議員が支出を取り消し、政務活動費を充当しないこととする訂正報告書の提出が確認できたため、政務活動費として支出したという事実がなくなった。
- イ 以上のことから、本市に損害は発生していないこととなり、住民監査請求の要件を満たしていないこととなった。

10 池側昌男元議員に係る本件政務活動費について

(1) 池側元議員に係る本件政務活動費の収支報告書等訂正の流れ

- ア 令和6年6月17日、池側元議員が市議会議長に収支報告書等の訂正報告書を提出
(池側元議員 訂正報告内容)
令和4年度の政務活動費のうち、広報・広聴費(政党紙「自由民主」に係る印刷費及び配布料、整理番号1-17:17万4,640円、1-18:4万7,273円、3-4:12万960円の合計34万2,873円)の支出を取り消し、政務活動費を充当しないこととする訂正
支出取消額34万2,873円
- イ 同月18日、市議会議長から市長に収支報告書等の訂正報告書(写し)を送付
- ウ 前記アの訂正報告により、池側元議員の令和4年度の政務活動費に係る収支報告書の支出決算額は、365万5,698円から331万2,825円(34万2,873円の減額)となったが、支出決算額が政務活動費の交付額318万円を上回っているため、返還額は生じていない。

(2) 検討の対象について

- ア 請求人が請求対象としている池側元議員に係る令和4年度の政務活動費の広報・広聴費60万7,104円のうち、政党紙「自由民主」の印刷費及び配布料34万2,873円については、前記(1)のとおり、池側元議員が支出を取り消し、政務活動費を充当しないこととする訂正報告書の提出が確認できたため、政務活動費として支出したという事実がなくなったことから、検討の対象からは除外する。
- イ 次に、請求対象として残る市政報告チラシについて検討するが、本チラシは、全2ページのチラシで、1ページ目に池側元議員の写真や氏名、プロフィールなど、2ページ目に市の事業等が掲載されている。

池側元議員は、本チラシの印刷費 40 万 7,100 円と配布料 12 万 1,363 円に、それぞれ按分率 50%を乗じて合計した金額 26 万 4,231 円に、広報・広聴費として政務活動費を充当した。

したがって、本件政務活動費として、池側元議員が、政務活動費を充当した本チラシの印刷費及び配布料 26 万 4,231 円を検討の対象とする。

(3) 請求人の主張に対する判断

ア 請求人は、池側元議員の按分率（50%）にかかわらず、市政報告チラシのトップページ全面に大きな顔写真等が掲載されていることを理由に、選挙活動、政党活動であるとして、政務活動費を充当した経費全額が違法であると主張している。

しかし、前記 3(2)アで述べたように、運用指針によれば、議員の責任において状況に応じて適切に按分が行われていれば足りるものであることから、池側元議員の按分率にかかわらず、経費充当の全額を違法とする請求人の主張には理由はない。

イ 次に、池側元議員による按分が、適切に行われていない場合、充当可能な按分率を超える部分については違法不当となり得ることから、池側元議員が按分率 50%として充当した、市政報告チラシの印刷費及び配布料 26 万 4,231 円が、池側元議員の責任において、状況に応じて適切に按分されたものであるかを検討する。

前記第 2 の 5 関係人調査における池側元議員の文書回答及び説明によると、1 ページ目（全 2 ページに占める割合 50%）は、按分対象から除外し、2 ページ目は、全てが市政報告であるため、按分率を 50%としたとのことであった。

この点、1 ページ目（同 50%）は、ページの上半分に池側元議員の大きめの写真、プロフィールなどが掲載されており、当該掲載部分については、政務活動としての広報、広聴活動と合理的関連性が認められるとはいえないため、按分対象から除外した池側元議員の判断は妥当である。

また、2 ページ目は、市政等の報告が掲載されており、一部、池側元議員等の写真が掲載されているものの、その大きさや掲載箇所からみて市政等の報告部分に付随して一体となっており、政務活動と合理的関連性が認められる。

以上のことから、池側元議員が按分率を 50%と判断したことについて、特段不合理な点は認められず、本チラシの印刷費及び配布料 26 万

4,231 円に政務活動費を充当したことは違法不当ではない。
ウ したがって、請求人の主張には理由がない。

11 小堀清次議員に係る本件政務活動費について

(1) 市政報告チラシの概要及び検討の対象について

請求人が請求対象としている市政報告チラシ(「SEIJI REVIEW VOL. 83」)は、全 4 ページのチラシで 1 ページ目の上部に小堀議員の写真や氏名、プロフィールなど、中ほどから下部に市の事業や財政状況等、2 ページ目から 3 ページ目に、議会における活動報告や市の事業が掲載されている。4 ページ目に、小堀議員の写真とともに自らが議員になるまでの経緯を含めた紹介文が掲載されている。

小堀議員は、本チラシの配布料 31 万 3,820 円に按分率 75% を乗じた金額 23 万 5,365 円に、広報・広聴費として政務活動費を充当した。

したがって、本件政務活動費として、小堀議員が、政務活動費を充当した本チラシの配布料 23 万 5,365 円を検討の対象とする。

(2) 請求人の主張に対する判断

ア 請求人は、小堀議員の按分率(75%)にかかわらず、市政報告チラシに顔写真や自己紹介等が掲載されていることを理由に、選挙活動、政党活動であるとして、政務活動費を充当した経費全額が違法であると主張している。

しかし、前記 3(2)アで述べたように、運用指針によれば、議員の責任において状況に応じて適切に按分が行われていれば足りるものであることから、小堀議員の按分率にかかわらず、各経費に充当した金額を全額違法とする請求人の主張には理由はない。

イ 次に、議員による按分が、適切に行われていない場合、充当可能な按分率を超える部分については違法不当となり得ることから、小堀議員が按分率 75% として充当した、市政報告チラシの印刷費 23 万 5,365 円が、議員の責任において、状況に応じて適切に按分されたものであるかを検討する。

前記第 2 の 5 関係人調査における小堀議員の文書回答及び説明によると、4 ページ目(小堀議員の写真、自らが議員になるまでの経緯を含めた紹介文が掲載、全ページに占める割合 25%)は、政務活動としては誤解を招くおそれがあることから、当該ページへの政務活動費の充当は行わないこととし、按分率を 75% としたとのことであった。

この点、市政報告チラシは全 4 ページであるところ、そのうち 4 ペ

ページ目（同 25%）には、同議員の写真や自己紹介文がページの大部分に掲載されており、当該掲載部分について、政務活動としての広報、広聴活動と合理的関連性が認められるとはいえないため、按分対象から除外した議員の判断は妥当である。

他方、1 ページ目から 3 ページ目までは、市政等の報告が掲載されており、一部、議員等の写真やプロフィールが掲載されているものの、その大きさや掲載箇所からみて市政等の報告部分に付随して一体となっており、政務活動と合理的関連性が認められる。

以上のことから、小堀議員が按分率を 75%と判断したことについて、特段、不合理な点は認められず、本チラシの配布料 23 万 5,365 円に政務活動費を充当したことは違法不当ではない。

ウ したがって、請求人の主張には理由がない。

12 淵上猛志議員に係る本件政務活動費について

(1) 市政報告チラシ等の概要及び検討の対象について

ア 市政報告チラシの印刷費について

請求人が請求対象としている市政報告チラシ（「ふちがみ猛志 議会活動報告 32」）は全 4 ページのチラシで、1 ページ目の上部に淵上議員の写真や挨拶文、プロフィール、下部に期日前投票の記事が掲載され、2 ページ目から 4 ページ目に市の事業や編集後記等が掲載されている。

淵上議員は、本チラシの印刷費 3 万 4,650 円に按分率 80%を乗じた金額 2 万 7,720 円に広報・広聴費として政務活動費を充当した。

したがって、本件政務活動費①として、淵上議員が政務活動費を充当した本チラシの印刷費 2 万 7,720 円を検討の対象とする。

イ 市政報告チラシ及びその他 4 点の配布料について

淵上議員は、前記アの市政報告チラシに加えて「カンパのお願い」及び「ふちがみ猛志と堺の未来を考える会案内」及び「ふちがみ猛志を育てる会紹介カード」及び「振込用紙」を同封したもの（計 5 点）の配布料等 53 万 2,774 円に按分率 40%を乗じた金額 21 万 3,109 円に、広報・広聴費として政務活動費を充当した。

したがって、本件政務活動費②として、淵上議員が政務活動費を充当した配布料等 21 万 3,109 円を検討の対象とする。

(2) 請求人の主張に対する判断（本件政務活動費①：市政報告チラシの印刷費について）

ア 請求人は淵上議員の按分率（80%）にかかわらず、市政報告チラシの

トップページ全面に大きな顔写真、投票日等が掲載されていることを理由に選挙活動、政党活動であるとして、政務活動費を充当した経費全額が違法であると主張している。

しかし、前記 3(2)アで述べたように、運用指針によれば、議員の責任において状況に応じて適切に按分が行われていれば足りるものことから、渕上議員の按分率にかかわらず、経費充当の全額を違法とする請求人の主張には理由はない。

イ 次に、議員による按分が、適切に行われていない場合、充当可能な按分率を超える部分については違法不当となり得ることから、渕上議員が按分率 80%として充当した、本チラシの印刷費 2 万 7,720 円が、議員の責任において、状況に応じて適切に按分されたものであるかを検討する。

前記第 2 の 5 関係人調査における渕上議員の文書回答及び説明によると、1 ページ目の写真と挨拶文のエリア、4 ページ目の「ふちがみから皆様へのお願い」のエリア、4 ページ目の「フッチーのつぶやき」のエリア(全 4 ページに占める割合 18.3%)から、少し多めにとって 20%を按分対象から除外し、按分率を 80%としたとのことであった。

この点、1 ページ目の上段に渕上議員の写真が大きく掲載されており、当該掲載部分については、政務活動としての広報、広聴活動と合理的関連性が認められるとはいえないため、当該部分を按分対象から除外した議員の判断は妥当である。

また、1 ページ目の挨拶文のエリア、4 ページ目の「ふちがみから皆様へのお願い」のエリア、4 ページ目の「フッチーのつぶやき」のエリアについて、議員の自らの考えのもと、按分対象から除外した判断については、不適切な点はない。

次に、渕上議員は、1 ページ目の下段に「知ってください、期日前投票」との表題のもと、政治への関心が高まれば政治の質が上がるとの書き出しで、投票を呼びかけるとともに、期日前投票の期間、投票日などを掲載している部分に、政務活動費を充当している。

この理由について、前記第 2 の 5 関係人調査における渕上議員の説明によると、投票率のアップ及びその手段としての期日前投票の実施又は期日前投票の拡充は、広報さかいかでも伝えている重要な市政情報であり、市の重要な取組である、また、市議会において幾度となく議論されてきた事項であるとの説明があった。

これらの議員の説明を踏まえると、当該掲載部分については政務活動としての広報、広聴活動との合理的関連性が明らかに否定されるも

のではないと考える。

他方、上記以外の紙面は、市政等の報告が掲載されており、一部、渕上議員の写真等が掲載されているものの、その大きさや掲載箇所からみて、市政等の報告部分に付随して一体となっており、政務活動としての広報、広聴活動と合理的関連性が認められる。

以上のことから、渕上議員が按分率を 80%と判断したことについて特段、不合理な点は認められず、本チラシの印刷費 2 万 7,720 円に政務活動費を充当したことは違法不当ではない。

ウ したがって、請求人の主張には理由がない。

(3) 請求人の主張に対する判断（本件政務活動費②：市政報告チラシ及びその他 4 点の配布料等について）

ア 渕上議員の按分率にかかわらず、各経費に充当した金額を全額違法とする請求人の主張に理由はないことは、前記(2)アで述べたとおりである。

イ 次に、議員による按分が、適切に行われていない場合、充当可能な按分率を超える部分については違法不当となり得ることから、渕上議員が按分率 40%として充当した、市政報告チラシ並びに「カンパのお願い」及び「ふちがみ猛志と堺の未来を考える会案内」及び「ふちがみ猛志を育てる会紹介カード」及び「振込用紙」を同封した送付物の配布料等 21 万 3,109 円が、議員の責任において、状況に応じて適切に按分されたものであるかを検討する。

前記第 2 の 5 関係人調査における渕上議員の文書回答及び説明によると、市政報告チラシに同封した 4 点の資料については、A4 サイズ 4 枚分とみなした。市政報告チラシ（A4 サイズ 4 枚分）の按分率が 80%であるため、同封資料の紙面面積を含めて紙面面積が 2 倍（A4 サイズ 8 枚分）になると、按分率は半分となり 40%になるとのことであった。

この点、「カンパのお願い」及び「ふちがみ猛志と堺の未来を考える会案内」及び「ふちがみ猛志を育てる会紹介カード」及び「振込用紙」の資料は、それぞれに「ふちがみ猛志を育てる会」との記載があり、渕上議員の後援会活動に該当するものであることから、これら 4 ページ分の配布料相当分について政務活動費を充当しないこととした議員の判断は妥当である。

以上のことから、渕上議員が按分率を 40%とした判断について特段、不合理な点は認められず、本チラシ等の配布料 21 万 3,109 円に政務活動費を充当したことは違法不当ではない。

ウ したがって、請求人の主張には理由がない。

13 結 論

以上のことから、合議不調となった前記 3 の井関貴史議員に係る本件政務活動費を除き、請求人の主張にはいずれも理由がないか、住民監査請求の請求要件を満たさなくなったため、この主張に基づく措置についても理由がない。

よって、監査の結果のとおり決定する。